

(様式) 第2次提案募集に係る検討要請回答への提案主体等からの意見に対する回答

管理コード	1300020
特例要望事項	国定公園の公園計画の随時見直し
意見提出者名	長崎県
意見の要点	<ul style="list-style-type: none"><li>・回答の内容を担保するため、回答の趣旨を地方公共団体に等へ明文により通知されたい。</li></ul>
意見に対する回答	国定公園の保護と適正な利用の観点から、国定公園の公園計画の見直しについて都道府県知事の申出があれば、見直し後5年を経過していない場合でも、柔軟に対応することを通知において明確化させていただきます。
担当省庁名	環境省

(様式) 第2次提案募集に係る検討要請回答への提案主体等からの意見に対する回答

管理コード	1300070
特例要望事項	自然公園特別地域(特別保護地区を含む)内における風力発電施設設置の許可の柔軟化
意見提出者名	湧別町
意見の要点	・特例を定める際の条件とその立証方法について教示されたい。
意見に対する回答	<p>特例は国立公園にあっては環境大臣が、国定公園にあっては都道府県知事が定めることとなりますが、定めるにあたっては、基本的には以下に掲げる要件に合致する地域又は内容である必要があります。</p> <p>イ 風致景観上の実態その他の自然的条件からみて、自然公園法施行規則第11条第1項から第29項までに規定する行為のいずれかについて、基準を強化することに合理的な理由があり、かつ、基準を強化しても過度の受忍を強いることにはならないと認められる地域であること又は前各項に規定する行為のいずれかにつき基準を緩和することに合理的な理由があり、かつ、緩和しなければ極端に社会的に不公平な取扱いとなることが明らかな地域であること。</p> <p>ロ 国立公園、国定公園の特別地域、特別保護地区又は海中公園地区内の一部の地域であり、かつ、一定の面的広がりをもつものであること。</p> <p>ハ 許可の特例を求める行為に対して、必要最小限の内容について定めるものであること。</p> <p>ニ 公園計画上の地種区分の変更を必要とする程度までに至らないものであること。</p> <p>その立証については、個別の事案に応じた客観的な事実関係に基づいた資料等によりご説明いただくことと考えています。</p>
担当省庁名	環境省

(様式) 第2次提案募集に係る検討要請回答への提案主体等からの意見に対する回答

管理コード	1300070
特例要望事項	自然公園特別地域(特別保護地区を含む)内における風力発電施設設置の許可の柔軟化
意見提出者名	南淡町
意見の要点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・風力発電施設設置に係る基準を示されたい。</li> <li>・規制緩和の措置により、当該施設の措置を容認していただきたい。</li> </ul>
意見に対する回答	<p>国立・国定公園内の工作物の設置にあたっては、国立・国定公園として指定し、国民共有の財産として保護し、利用していこうとする景観や自然環境が損なわれることが無いように配慮する必要があります。風力発電施設は非常に巨大な工作物であるため、国立・国定公園内に設置された場合、指定の理由となった景観や自然環境を著しく改変する可能性が高いため、慎重な審査等が必要です。このため、特にすぐれた自然風景を楽しむために展望地点として定められた展望台や景観を楽しみながら移動するための道路など公園利用者の立場から見た場合に、展望の妨げにならないか、展望の対象となる景観の輪郭を構成する山稜線や水際線を分断しないか、展望地点から十分に遠方に位置しているかについて判断しているところです。また、海外においては猛禽類の衝突死が報告されるなど、野生生物への影響も懸念されますので、特に猛禽類の利用域や渡り鳥の飛行ルートになっていないことなどを確認する必要があります。</p> <p>このように、風力発電施設であることのみをもってを一律に不許可としているのではなく、個別の事案に応じて慎重に審査をし、国民共有の財産である国立・国定公園の景観や自然環境に与える影響が軽微なものであるか判断の上対応しています。基準については、国立・国定公園として指定し、国民共有の財産として保護していこうとする景観や自然環境が損なわれることが無いように自然公園法施行規則に定めているところであり、ご理解いただきたいと思います。</p> <p>なお、風力発電施設の可否については、施設一般の設置に関する基準に基づき判断してきたことから、施設一般の設置に関する基準とは別に、上記のような考え方を踏まえた国立・国定公園特別地域内における風力発電施設に関する基準を全国的に定めさせていただきます。</p>
担当省庁名	環境省

(様式) 第2次提案募集に係る検討要請回答への提案主体等からの意見に対する回答

管理コード	130080
特例要望事項	国立公園特別地域(特別保護地区を含む)内における行為等の許可の権限委譲
意見提出者名	長崎県
意見の要点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 都道府県知事が基準の特例を定めた事例をお聞きしたい。</li> <li>・ 前回と回答が異なる理由を教示されたい。</li> <li>・ 特区の指定が特例を定める理由となることを容認されたい。</li> </ul>
意見に対する回答	<p>国立公園の特例については、都道府県知事が定めることとされており、これを定める際に環境省の意見を聞いたり、定めた後に報告したりする仕組みとなっていないため、事例を把握しておりません。</p> <p>前回の提案については「特別地域内での事業実施要件の緩和」というご提案をいただきましたので「現行規定で対応可能」とお答えいたしました。今回の提案につきましては、その提案書の内容から「国立公園特別地域内における許可基準の適用除外」が提案内容であると判断したため、「特区での対応は不可」とお答えいたしました。</p> <p>特区の指定が「社会経済的条件」に合致する否かについては具体的な特区における特例措置の内容に応じて判断すべきものであり、その結果合致する場合もありうると考えます。</p>
担当省庁名	環境省

(様式) 第2次提案募集に係る検討要請回答への提案主体等からの意見に対する回答

管理コード	1300090
特例要望事項	国立・国定公園の特別地域における許可を要しない行為の拡充
意見提出者名	小田原市
意見の要点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ロケセットのうち大規模なものや撮影状況により設置が長期化する場合には許可が可能か。</li> <li>・ロケの場合には、許可についての手続きの簡素化、手続きの期間の短縮が可能か。</li> </ul>
意見に対する回答	<p>「国立・国定公園における自然を活用した催しの容易化事業」を実施する特区として認定されていれば、道路、駐車場、運動場、芝生園地及び植生のない砂浜その他の原状回復が可能な場所における、一時的な工作物の設置については、あらかじめその場所や設置期間などを自然保護事務所通報していただくだけで行うことができます。ロケの場合も対応できますので、許可は必要ありません。</p> <p>規模については、その大小に特に制限はありませんが、周囲の野生生物への影響や一般の公園利用者の視点も踏まえて風致の維持に十分配慮していただく必要があります。期間については原状回復が必須ですので、設置期間はあらかじめ明らかにしていただく必要があります。</p> <p>一時的な工作物の範囲については3ヶ月程度と考えており、長期化する場合については自然公園法に基づく許可を取って頂くことになり、自然公園法に定められている基準に照らして審査することになります。</p>
担当省庁名	環境省

(様式) 第2次提案募集に係る検討要請回答への提案主体等からの意見に対する回答

管理コード	1300100
特例要望事項	国立・国定公園の特別地域における許可を要しない行為の拡充
意見提出者名	宮古市
意見の要点	・夜間コンサートやライトアップが「国立公園・国定公園における自然を活用した催しの容易化事業」に該当するか教示されたい。
意見に対する回答	<p>コンサート用のステージの設置等については「国立公園・国定公園における自然を活用した催しの容易化事業」に該当しますが、「催しの実施に当たって、地方公共団体が風致の維持に十分配慮」することが特区計画に基づき求められます。</p> <p>夜間コンサートやライトアップは動植物の生態に対して影響を与える可能性が高いこと(日長変化、繁殖阻害等)と、本来、自然のあるがままを楽しむべき自然公園内では、静謐さや夜間の暗い風景も重要な風致景観であることから、コンサートのおこなわれる時間帯や音量、照明の明るさや照射方向等について十分な配慮が必要であると考えています。</p>
担当省庁名	環境省

(様式) 第2次提案募集に係る検討要請回答への提案主体等からの意見に対する回答

管理コード	1300110
特例要望事項	県立自然公園の普通地域における届出を要しない行為の拡充
意見提出者名	里美村
意見の要点	<ul style="list-style-type: none"><li>・自然公園にふさわしい施設と解釈して運用できないか。</li><li>・「届出を受理しない」というのは法律の拡大解釈ではないか。</li></ul>
意見に対する回答	<ul style="list-style-type: none"><li>・自然公園法に定められた自然の風景地として保護を図る視点からは、自然の造形としての景観とは異なり、人工的な景観と認識することが適切と考えます。</li><li>・なお、施設一般の設置に関する基準とは別に、国立・国定公園特別地域内における風力発電施設に関する基準を全国的に定めさせていただきます</li><li>・県との調整については承知しておりませんが、行政手続法上、届出は法令に定められた形式上の要件に適合している場合は、当該届出が法令により当該届出の提出先とされている機関の事務所に到達したときに、当該届出をすべき手続上の義務が履行されたものとする取扱いをすべきものと考えます。</li></ul>
担当省庁名	環境省

(様式) 第2次提案募集に係る検討要請回答への提案主体等からの意見に対する回答

管理コード	1300210
特例要望事項	騒音区域内の宅地開発に関する規制の緩和
意見提出者名	矢本町
意見の要点	<p>環境基準が、土地区画整理事業を直接的に制約しないのであれば、市街化区域編入や騒音区域内の宅地開発に環境省としての規制はないと判断される。</p> <p>よって、関係する法に基づく手続を行っても、環境省からの影響は生じないと解しているか。</p>
意見に対する回答	<p>航空機騒音に係る環境基準の類型の当てはめは、環境基本法第16条第2項に基づき、県知事が行うこととなっており、本件は県知事と調整すべき事項である。</p> <p>なお、当てはめがなされた環境基準については、同法第16条第4項に基づき、政府は、この基準が確保されるよう努めなければならないことから、例えば、都市計画法第23条に基づき、国土交通大臣から環境大臣の意見を聴かれた場合には、政府の義務として、国土交通大臣に対しその地域の騒音レベルに応じた適切な土地利用となるよう意見を述べることもある。</p> <p>また、一定の規模及び要件を満たす土地区画整理事業について、環境影響評価法に基づき、環境大臣から国土交通大臣に対し環境保全上の見知から意見を述べる場合がある。</p>
担当省庁名	環境省



(様式)第2次提案募集に係る検討要請回答への提案主体等からの意見に対する回答

管理コード	1300220、1300600、1300620
特例要望事項	廃棄物の海洋投入の容易化
意見提出者名	湧別町
意見の要点	<p>貝殻は海中の炭素を極めて安定的に固定した物質であり、これをむやみに加工することにより、空気中に炭素を排出することは地球温暖化対策の観点から不適切である。</p> <p>また、近年貝殻の持つ機能が見直され、河川の水質浄化材や農業暗渠資材としての利用、ヘドロ化した海底等の底質改良材としての撒布利用などの実績が見られる。</p>
意見に対する回答	<p>御指摘のとおり、貝殻については、「水質保全」、「漁場造成」のため、海洋に投入される措置が採られることがあることは承知しています（「漁業系廃棄物の処理について」平成3年12月26日付け厚生省生活衛生局水道環境部長通知7.2参照）。</p> <p>有用物として貝殻を活用するのであれば、同様の取扱いをすることは可能と考えられます。いずれにせよ、北海道庁、海上保安庁等と対応について十分協議されてはいかがでしょうか。</p>
担当省庁名	環境省

(様式)第2次提案募集に係る検討要請回答への提案主体等からの意見に対する回答

管理コード	1300260、1300510
特例要望事項	同一性状のリサイクル対象品について、一般廃棄物及び産業廃棄物の区分によらない許可の実施（運搬・収集、処分）
意見提出者名	湧別町
意見の要点	一般廃棄物処理業者がそのまま特定の産業廃棄物に限って、処理を併せて行うことを可能としたいため、規制緩和を求める。
意見に対する回答	<p>廃棄物は、その処理責任に着目して一般廃棄物（市町村責任）及び産業廃棄物（排出事業者責任）に区分がなされているところ、一般廃棄物処理業については市町村長が、産業廃棄物処理業については都道府県知事が許可権限を有しており、特定の産業廃棄物であることのみをもって別類型を設けることは困難です。</p> <p>また、収集運搬業・処分業の許可については、現行制度においても、廃棄物処理法施行規則第2条第2号及び第2条の3第2号並びに第9条第2号及び第10条の3第2号に基づき地方公共団体の判断で、一般廃棄物・産業廃棄物とも業の許可を不要とすることが可能ですので、北海道庁に特例の適用について御相談されてはいかがでしょうか。</p>
担当省庁名	環境省

(様式)第2次提案募集に係る検討要請回答への提案主体等からの意見に対する回答

管理コード	1300320
特例要望事項	対象品及び再生方法を特定しない包括的なリサイクル方法の許可
意見提出者名	神奈川県商工労働部京浜臨海部対策課
意見の要点	<p>リサイクルビジネスにおける処分業の許可の特例措置 (意見 ) 技術開発と製造(再生処理)を併せて行う「エコデザイン工房」が、リサイクルの技術開発や商品開発を行うために営利を目的とせず必要最小限の廃棄物の量を取り扱う廃棄物の処理(再生)に関する技術開発をする場合にも、廃棄物処理業及び廃棄物処理施設の設置について許可なしで処理してよいと解して良いか回答願いたい。</p> <p>(意見 ) 処理業の許可においても、「エコデザイン工房」において技術開発を経てリサイクル技術を実用化する段階で、当該実用化施設の施設の機能や設備により受け入れることのできる廃棄物の範囲において当初の廃棄物の種類が決まっていなくとも、将来的に行う計画としてあれば、それらを含めて包括的に許可するという対応が可能か回答願いたい。</p> <p>(意見 ) 一定のリサイクルビジネスにあっては、新しく再生処理業という類型を設けることによって、廃棄物の種類や再生方法の特定をしなくて済むよう、「再生処理業」としての処理業の許可の特例措置を設けてもらい、併せてマニフェスト制度の適用除外するについての回答願いたい。</p> <p>リサイクルビジネスにおける処分施設の設置許可の特例措置 処分施設の設置許可については、施設の機能により処理が可能な範囲において、廃棄物の種類が決まっていなくとも、将来的に行う計画としてあり、それらを含めて包括的に許可することは可能か回答願いたい。</p> <p>リサイクルビジネスにおける再生品の原料として使う産業廃棄物の運搬の特例措置 産業廃棄物の場合に、一定条件のリサイクルビジネスモデルとして対象を特定した処分業(再生事業者)が、再生品の原料として使う産業廃棄物の運搬を行う場合、生活環境の保全上支障の恐れのないものであれば、産業廃棄物の運搬を業として行うことができる者に限定することなく、その産業廃棄物の性質や量に応じて、宅配便や一般貨物自動車運送事業者等による運搬も認めることについて回答願いたい。</p> <p>再生利用認定制度の対象品目の拡大 「廃棄物の種類・品目にかかわらず包括的に再生利用認定制度の対象とすることは困難である」とのことですが、すべての再生利用する廃棄物について包括的に認めるというのではなく、あくまで、法令上の「生活環境の保全上支障がない等の一定の基準」の範囲内だと、考えております。その時に、現在の告示では、廃棄物の種類・品目を定めることにより範囲を特定しておりますが、種類・品目の定めでなく「生活環境の保全上支障がない等の一定の基準」を担保する方法(例えば処理施設の</p>

	<p>機能や設備による限定など)で、認定を可能とできないか回答願いたい。</p> <p>リサイクルビジネスにおける産業廃棄物の再生の委託基準の緩和 (意見)</p> <p>技術開発と製造を併せて行う「エコデザイン工房」が、リサイクルの技術開発や商品開発を行う場合に廃棄物の処理を受託する場合にも、当該廃棄物は廃掃法の適用除外となり、したがって委託基準も適用されないと解してよいか回答を願いたい。</p> <p>(意見)</p> <p>「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の4の2の受託業務終了時の委託者への報告の義務づけは、一定の条件のリサイクルビジネスモデルとして、対象とする業・施設を特定した上で、その業・施設への委託に関して、委託基準の緩和を提案したものであり、「安易な特例」とは考えられないと思われます。</p>
意見に対する回答	<p>リサイクルビジネスにおける処分業の許可の特例措置 (意見)</p> <p>営利を目的とせず必要最小限の廃棄物を使用して技術開発等の実験を行う場合、その技術開発を行う者は廃棄物処理業及び廃棄物処理施設の設置について許可を要しない取扱いとしているところであり、神奈川県においてもそのような運用が既に行われています。貴県庁内でよく御相談してください。</p> <p>(意見)</p> <p>その技術開発の中で商業ベースで行う廃棄物のリサイクル技術を選定し、当該リサイクル技術を実用化する段階で、当該実用化施設の施設の機能や設備により受け入れることのできる廃棄物の範囲において、当初の廃棄物の種類が必ずしも具体的に決まらなくても、将来的に行う計画としてあれば、それらを含めて包括的に知事が許可することは可能です。貴県庁内でよく御相談してください。</p> <p>(意見)</p> <p>産業廃棄物管理票は、排出事業者が処理を委託した産業廃棄物の移動の状況、処理の状況を自ら把握すること、排出事業者が産業廃棄物の処理を他人に委託する際に、当該委託に係る産業廃棄物の性状等に関する情報を正確に伝達することにより、産業廃棄物の不法投棄等の不適正処理の防止と産業廃棄物の処理過程における事故の防止に必要なものであり、安易な緩和は認められません。</p> <p>リサイクルビジネスにおける処分施設の設置許可の特例措置 その技術開発の中で商業ベースで行う廃棄物のリサイクル技術を選定し、当該リサイクル技術を実用化する段階で、当該実用化施設の施設の機能や設備により受け入れることのできる廃棄物の範囲において、当初の廃棄物の種類が必ずしも具体的に決まらなくても、将来的に行う計画としてあれば、それらを含めて包括的に知事が許可することは可能です。貴県庁内でよく御相談してください。</p> <p>リサイクルビジネスにおける再生品の原料として使う産業廃棄物の運</p>

	<p>搬の特例措置</p> <p>規則第9条第2号の都道府県知事の指定制度においては、都道府県知事が再生利用に係る産業廃棄物を特定した上で、当該産業廃棄物の収集又は運搬を行う者を一般的に指定することも可能であり、具体的なリサイクルビジネスの形態に併せて一般指定を行うことで対応可能と考えられます。貴県庁内でよく相談してください。</p> <p>再生利用認定制度の対象品目の拡大</p> <p>環境大臣の再生利用認定制度は生活環境の保全上支障のない廃棄物のリサイクルを行うものであってリサイクル残さがほとんど発生しないこと等により周辺に環境負荷を与えないものを対象としていることから、廃棄物の種類や処理の工程からみて生活環境に影響のない廃棄物として追加するため、どのようなものを対象とするか不明なものについて再生利用認定の対象とすることは困難です。</p> <p>リサイクルビジネスにおける産業廃棄物の再生の委託基準の緩和 (意見)</p> <p>研究開発用として必要最小限の産業廃棄物が活用されることが確実な場合にあつては、その部分については廃棄物処理に該当しないことから、「エコデザイン工房」の事業所内の試験的研究は廃棄物処理には該当しなくなるため、工房との個別の委託契約は不要と考えます。</p> <p>ただし、工房までの運搬途中は依然として産業廃棄物に該当することから、収集運搬を委託する部分については委託契約が必要です。</p> <p>なお、こうした点を円滑に運用すべく貴県において取扱要領が定められているのではないかと考えられます。</p> <p>(意見)</p> <p>委託契約書の記載事項である処分又は再生の方法は、産業廃棄物の排出事業者が、自らが排出する産業廃棄物について、どのような処理を委託するかという、委託内容の最も基本となる事項であり、当該事項を白紙委任することは、排出事業者責任に照らして適切性を欠くものと考えられます。また、排出事業者が依頼した処理が完了したかどうか(受託業務の終了の報告)ということについても、自ら排出する産業廃棄物について、所期の処理が完了したかどうかを確認することは、委託処理が契約どおりに行われたかどうかの確認という契約の本質的な事項であり、これらの確認を不要とすることは、排出事業者責任に照らして適切性を欠くものと考えられます。これらの基本的かつ本質的な義務について免除することは、産業廃棄物について排出事業者責任の原則がある以上、およそ不適切と考えます。</p>
担当省庁名	環境省

(様式)第2次提案募集に係る検討要請回答への提案主体等からの意見に対する回答

管理コード	1300350
特例要望事項	リサイクルの排出企業と処理企業による協同組合について廃棄物処理業等の許可の適用除外
意見提出者名	全国食品リサイクル事業協同組合
意見の要点	<p>天然資源抑制及び環境負荷の低減化を図る循環型社会を実現するためには、地域行政と民間が密に連携し、民間が主体となって行政負担の軽減化を図りつつ効率的な資源循環を行い、省環境負荷と物質投入量の低減化を図るべきである。</p> <p>環境省の見解には、廃棄物処理法の代替として排出企業に排出物の特定を義務付ける報告書の作成及び先端技術を用いた資源管理システムを踏まえたものとなっていないので、あらためて検討してもらいたい。</p>
意見に対する回答	<p>協同組合と協同組合の構成員は別法人であるところ、協同組合が構成員とはいえ別法人の事業活動から排出される様々な廃棄物を処理することは、協同組合の事業活動で排出された廃棄物とは見なせず他社で発生した廃棄物を協同組合が業として処理するに過ぎないことから、廃棄物処理法に基づき協同組合が業として行うにあたり適切な処理能力を有するか等について厳格に審査する必要があるとともに、個々の構成員についても排出者としての処理責任を全うする必要があります。</p> <p>仮に自社処理として扱う場合には、協同組合が不適正な処理の温床となることも懸念され、他人の排出事業者責任を負うことができる協同体に係る市町村又は都道府県知事の許認可が必要となり、それは、現行の業許可以上に厳格な仕組みが必要となるものと考えられます。</p> <p>御提案については、まさしく地域行政と密接に連携すれば、市町村長又は都道府県知事から現行制度において設けられている個別の指定を受けることが可能であり関係自治体とよく御相談いただきたいと考えます。</p>
担当省庁名	環境省

(様式)第2次提案募集に係る検討要請回答への提案主体等からの意見に対する回答

管理コード	1300350
特例要望事項	リサイクルの排出企業と処理企業による協同組合について廃棄物処理業等の許可の適用除外
意見提出者名	ひろしま青年円卓会議
意見の要点	<p>天然資源抑制及び環境負荷の低減化を図る循環型社会を実現するためには、地域行政と民間が密に連携し、民間が主体となって行政負担の軽減化を図りつつ効率的な資源循環を行い、省環境負荷と物質投入量の低減化を図るべきである。</p> <p>環境省の見解には、廃棄物処理法の代替として排出企業に排出物の特定を義務付ける報告書の作成及び先端技術を用いた資源管理システムを踏まえたものとなっていないので、あらためて検討してもらいたい。</p>
意見に対する回答	<p>協同組合と協同組合の構成員は別法人であるところ、協同組合が構成員とはいえ別法人の事業活動から排出される様々な廃棄物を処理することは、協同組合の事業活動で排出された廃棄物とはみなせず他社で発生した廃棄物を協同組合が業として処理するに過ぎないことから、廃棄物処理法に基づき協同組合が業として行うにあたり適切な処理能力を有するか等について厳格に審査する必要があるとともに、個々の構成員についても排出者としての処理責任を全うする必要があります。</p> <p>仮に自社処理として扱う場合には、協同組合が不適正な処理の温床となることも懸念され、他人の排出事業者責任を負うことができる協同体に係る市町村又は都道府県知事の許認可が必要となり、それは、現行の業許可以上に厳格な仕組みが必要となるものと考えられます。</p> <p>御提案については、まさしく地域行政と密接に連携すれば、市町村長又は都道府県知事から現行制度において設けられている個別の指定を受けることが可能であり関係自治体とよく御相談いただきたいと考えます。</p>
担当省庁名	環境省

(様式)第2次提案募集に係る検討要請回答への提案主体等からの意見に対する回答

管理コード	1300370
特例要望事項	リサイクル対象物品の廃棄物からの除外(温泉施設発生スケール等)
意見提出者名	湧別町
意見の要点	浚渫土砂は、いかなる場合も廃棄物に該当しないか確認したい。
意見に対する回答	「港湾、河川等のしゅんせつに伴って生ずる土砂その他これに類するもの」は、廃棄物処理法の対象となる廃棄物に該当しません。
担当省庁名	環境省



(様式)第2次提案募集に係る検討要請回答への提案主体等からの意見に対する回答

管理コード	1300400
特例要望事項	リサイクル対象品である鉄鋼スラグの輸出にかかる規制の緩和
意見提出者名	茨城県企画部事業推進課
意見の要点	鉄鋼スラグは、加工処理後、大部分が資材として販売されているものの、国内の景気低迷による公共工事等の大幅な減少を踏まえ、輸出量を増加せざるを得ない。しかしながら、鉄鋼スラグ自体の性状は何ら変わらないのに、市場の需給バランスにより売値が発送費を下回り、有価物でなく廃棄物と判断される可能性があるケースにおいて輸出の制限がかかっているのが実情であり、これを緩和して欲しい。
意見に対する回答	これまでも、廃棄物の輸出に関するご相談を受ければ、誠意を持って対応させていただいているところであり、本件についても、輸出相手国において再生利用が確実なこと、廃棄物処理基準を下回らない方法により確実に処理されること等が確認できれば、環境大臣の確認を得た上で輸出可能であると考えられます。 なお、輸出確認を行った案件の中には、標準処理期間が60日間のところ、申請から確認まで、約2週間以内に対応しているものもあり、引き続き、迅速に対応したいと考えています。
担当省庁名	環境省

(様式)第2次提案募集に係る検討要請回答への提案主体等からの意見に対する回答

管理コード	1300410
特例要望事項	再生利用認定制度の対象品目の基準の緩和(食用廃油等)
意見提出者名	吉田興産株式会社
意見の要点	<p>食用廃油については、一般家庭において台所の排水口を通じた下水道への投棄がなされることが多く、提案内容はこうした食用廃油の機動的な回収とリサイクル促進を図るべく、NPOやボランティア団体等に食用廃油の収集、運搬の役割を期待しているものである。また、悪臭問題についても蓋付き専用タンクの使用といった代替措置が講じられ、食用廃油の一時的な需給調整による生活環境への悪影響についても、工場内に専用倉庫を設置するといった代替措置が講じられるとのことである。以上を踏まえ、提案が実現できないか検討してほしい。</p>
意見に対する回答	<p>御提案の取組みについて、一般家庭からの廃油については戸口回収ルール徹底という部分で市町村の協力が不可欠であり、その点について長野県提案部局から事業の活動範囲において市町村の協力が得られ、廃油の回収及びリサイクルをバイオディーゼル燃料利用にする点について市町村と合意することは長野県提案部局の調整により可能と聞いております。</p> <p>仮に市町村と事業者間で合意が取れるのであれば、当該市町村が廃油の処理について事業者へ委託することにより、事業者は市町村が発給する許可を有さずに廃油の回収及びリサイクルは可能となるため懸念の点は払拭されるものと考えます。</p> <p>生活環境の保全上支障のある一般的な廃棄物処理施設の立地について、廃棄物処理法において施設を設置する事業者が周辺の地域へ生活環境に及ぼす影響について調査を行ったうえで、地域の周辺環境に応じて配慮がなされていることを確認した上で都道府県知事が許可を発給することとされており、再生施設であっても生活環境に影響がある施設については地域の実情に配慮して都道府県知事が許可を発給すべきなため環境大臣の認定制度の対象から除外しているものです。</p> <p>また、腐敗性を有する等生活環境への影響が懸念されるものの収集運搬や処分については、地域の生活環境への配慮も含めて許可条件を付することができることとしており都道府県知事や市町村が許可を発給すべきなため環境大臣の認定制度の対象から除外しているものです。</p> <p>御提案の悪臭防止用の蓋付きタンクや専用の倉庫の設置等については腐敗性を有する廃棄物を収集運搬する場合に必然的な措置と考えられますが、当該廃棄物を収集運搬する場合には都道府県知事や市町村が腐敗性による生活環境への影響等を含め、どの程度の措置を求めるか個別に判断した上で許可を発給すべきものです。</p> <p>また、悪臭等生活環境に支障を与えるおそれのある腐敗性を有する廃棄物のリサイクル施設を設置する際には、その施設が生活環境への影響の懸念を踏まえ地域住民の理解が必要不可欠として、現在の廃棄物処理法に基づく地方公共団体による業や施設の許可制度が存在しており、リサイクル施設の地域社会との共生を図るうえでも地方公共団体による許可を除外することは困難です。</p>
担当省庁名	環境省

(様式)第2次提案募集に係る検討要請回答への提案主体等からの意見に対する回答

管理コード	1300450、1300540
特例要望事項	バイオマス燃料原料の廃棄物からの除外 再生利用認定制度の対象品目の基準の緩和（食用廃油等）
意見提出者名	長野県
意見の要点	<p>業の許可不要と施設許可の迅速化と再生利用の特例との考え方や取扱いの差異を明らかにし、その上で、今回の提案に対してどうかという判断をして欲しい。</p> <p>環境省として資源リサイクルの推進にどのように取り組まれるのか検討の上、規制緩和について回答するよう求める。</p>
意見に対する回答	<p>再生利用認定制度は、生活環境の保全上支障を生じさせない廃棄物であって、なおかつ、生活環境保全上支障の生じない方法で廃棄物の再生利用を確実に行うものに限って環境大臣が認定することにより廃棄物の再生利用を効果的に行えるようにすることを目的としたものです。</p> <p>御提案はとにかく再生利用ができるものであれば何でも再生利用認定の対象としてほしいという提案とも受け取れますが、こうした再生利用認定制度の趣旨からご提案を受け入れることは困難です。</p> <p>なお、貴県においては廃棄物処理施設の許可に係る事前審査を制度化され、周辺住民の同意を求める等廃棄物処理法を上回る規制を行っているものと承知しています。こうした規制は円滑なりサイクルを行うことを困難とする規制と考えられますが、こうした規制を維持しながら、他方では廃棄物処理法の許可取得に係る規制緩和を求めるという点について、まず県内の関係部局間での調整を十分にお図りいただくことが必要ではないかと考えます。</p>
担当省庁名	環境省

(様式)第2次提案募集に係る検討要請回答への提案主体等からの意見に対する回答

管理コード	1300560
特例要望事項	再生利用認定制度の対象品目の基準の緩和(木くず)
意見提出者名	茨城県企画部事業推進課
意見の要点	(補足説明書類の提出)
意見に対する回答	ご提案を踏まえ、適切な除湿の措置を講じたうえで容易に腐敗しないものに関する再生利用認定制度の特例を創設し、廃木材の高炉投入について施設や業の許可を不要とすることとし、2次提案に対する政府の対応方針に盛り込んだところです。
担当省庁名	環境省

(様式)第2次提案募集に係る検討要請回答への提案主体等からの意見に対する回答

管理コード	1300570
特例要望事項	廃棄物の処理・運搬に関する委託の容認
意見提出者名	松山市下水道部下水道施設課下水道中央浄化センター
意見の要点	下水汚泥の運搬や処分を、運転維持管理業務の包括的委託を受けた民間事業者に包括的に民間委託することによって、民間事業者の技術力や創意工夫を最大限活用でき、汚泥の排出量を減少させ、その結果として、経費の削減を見込める。
意見に対する回答	<p>委任契約に係る事務を下水道維持管理業者に委任することができるとしたのは、契約書の作成の代行という趣旨であり、下水道管理者がその責任を下水道維持管理業者に丸投げすることができることとしたものではありません。</p> <p>下水道管理者が廃棄物処理法に基づく排出事業者責任の下終末処理場で発生した下水汚泥について処理委託することが必要であり、この責任論と維持管理の民間委託とは両立可能です。</p> <p>なお、委託契約の締結事務の代行について民間事業者に委任することはもとより可能です。</p> <p>また、下水道施設の維持管理については公物管理法である下水道法において下水道管理者が責任をもって行うこととされています。下水道維持管理業者については、下水道の下水処理に関する施設の運転について下水道管理者の監督のもと、包括的な運転管理の業務を受託したとしても下水道の維持管理を行う責任については下水道管理者であることには変わりません。</p>
担当省庁名	環境省

(様式)第2次提案募集に係る検討要請回答への提案主体等からの意見に対する回答

管理コード	1300610
特例要望事項	廃棄物の海洋投入の容易化
意見提出者名	湧別町
意見の要点	一般廃棄物である動植物性残さのうち、一定の基準に適合するものについて海洋投入処分をすることができるようにして欲しい。 産業廃棄物は認められているのに、同一性状の一般廃棄物は認められないというのはおかしい。
意見に対する回答	一般廃棄物である貝殻であって身の部分を完全に除去したものは、「不燃性の一般廃棄物」に該当すると考えられますので、一般廃棄物処理基準にしたがって海洋投入することは現行法においても可能と考えられます。 なお、海洋投入処分を行う場合には、海洋汚染防止法において処分場所及び投入方法等が詳細に定められているので、当該基準を遵守して下さい。
担当省庁名	環境省

(様式)第2次提案募集に係る検討要請回答への提案主体等からの意見に対する回答

管理コード	1300660
特例要望事項	マニフェスト制度の緩和
意見提出者名	釜石市
意見の要点	「航路が限定されていること」「港湾荷役管理上、産業廃棄物の移動の確認ができること」などを担保とし、特区を設けてこれを実施することも可能であるか教示願いたい。 「電子マニフェスト制度の活用等により対応が可能である」との具体的な内容について、排出元の異なる同種の廃棄物を混合して海上輸送できるかといった観点から説明願いたい。
意見に対する回答	及び について 具体的にどのような代償措置を講じられ、どのような取扱いとされる予定か詳細に御教示下さい。
担当省庁名	環境省

(様式)第2次提案募集に係る検討要請回答への提案主体等からの意見に対する回答

管理コード	1300670
特例要望事項	新規電気抵抗式溶融施設について、廃棄物処理業の許可の基準、施設の技術上の基準の特例
意見提出者名	株式会社ゼリアエコテック
意見の要点	あらゆる種類の廃棄物について、廃棄物処理設備の稼働に伴う環境保全上の支障を生じさせないように設計・開発された新規の溶融技術を前提として、「新規な溶融技術」の概念を取り入れた「許可の基準」、「施設の構造上の基準」及び「施設の技術上の基準」を特例として設けることにより、環境問題の早期解決の実現を図ることが可能であり、まずは地域的に限定された「次世代型環境リサイクル特区」で新規溶融技術の成果を出し、この実績を公開することにより、将来的には、特区ではなく全国的な対応となり得る構想と考えられる。
意見に対する回答	廃棄物処理法は、廃棄物の処理に伴う生活環境保全上の支障の発生を未然に防止するため、一定の処理施設については、事前に都道府県知事の許可を受けなければならないこととしており、当該施設の種類に応じ構造基準・維持管理基準がそれぞれ定められています。 御指摘は、新規電気抵抗式溶融施設について、試験的に許可の基準等を緩和して欲しいとするものですが、生活環境保全上の基準を試験的にでも緩和することは仮に不適正な処理が行われた場合に、周辺住民に多大な被害を生じさせる可能性があり、対応は困難です。
担当省庁名	環境省